

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

令和8年6月4日公表

特定事業主名：北はりま消防組合

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	79.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.0%
全職員	76.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	95.4%
11～15年	86.8%
6～10年	95.6%
1～5年	101.7%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員については、男性職員が週31時間勤務、女性職員が週38時間45分勤務であるため（任用が異なる）、男性職員1人を0.8人で計上して差異を算出しています。
- ・役職段階別には女性職員がいないため、「—」と記載しています。
- ・勤続年数別は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。
- ・女性職員数が少なく、かつ勤続年数16年以下しか在職していないため、相対的に女性職員の給与水準が低い状況となっています。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	—

【説明欄】

- ・令和8年4月1日時点の職員数を基に算出しています。
- ・管理的地位にある女性職員がいないため、「—」と記載しています。

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
消防長・部長相当職	—
課長相当職	—
課長補佐相当職	—
係長相当職	—
主任相当職	4.7%

【説明欄】

- ・令和8年4月1日時点の職員数を基に算出しています。
- ・区分に該当する女性職員がいない欄は、「—」と記載しています。

IV 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
消防職員採用試験	4.0%	0%	0%

【説明欄】

- ・当該年度中に実施した採用試験の受験者における女性の割合を算出しています。

V 男女別育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	63.6%
女性	—

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0%	—	—	—
1週間以上2週間未満	0%	—	—	—

2週間以上1月以下	85.7%	—	—	—
1月超3月以下	14.3%	—	—	—
3月超6月以下	0%	—	—	—
6月超9月以下	0%	—	—	—
9月超12月以下	0%	—	—	—
12月超24月以下	0%	—	—	—
24月超	0%	—	—	—

【説明欄】

- ・育児休業取得率＝令和7年度中に新たに育児休業を取得した職員÷令和7年度中に新たに育児休業の取得が可能となった職員
- ・取得率が100%を超えることがあります。
- ・常勤女性職員及び会計年度任用職員には該当者がいないため、「—」と記載しています。

VI 職員の勤務時間の状況

1. 管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月あたりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
消防本部	10.5時間/月
消防本部以外	10.5時間/月

【説明欄】

- ・派遣職員1名は、消防本部に含めています。

2. 管理的地位にある職員以外の職員に占める、超過勤務を命じることができる上限を超えて命じられて勤務した職員の割合

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
消防本部	7.7%	0%	4.0%
消防本部以外	0.7%	0%	0.7%

【説明欄】

- ・超過勤務を命じることができる上限とは、北はりま消防組合女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に掲げる月45時間以下かつ年360時間以下のことです。